

福祉国家類型論と女性の就労

堀江 孝司

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| はじめに | 2 オルタナティブな福祉国家類型 |
| 1 ジェンダー派の「主流派」福祉国家類型論批判 | (1) 脱商品化に代わる自立 |
| (1) 階級の特権化 家族の軽視 | (2) 家族に対する経済的支援による順位づけ |
| (2) プログラムの偏りとケア労働の軽視 | (3) 育児支援への着目 |
| (3) 脱商品化概念の問題 | (4) 女性の働きやすさ |
| (4) 雇用主としての福祉国家 | (5) 家族のタイプ |
| (5) 家族内権力関係の無視 | むすび |

はじめに

マルクス主義フェミニズムは、女性、殊に既婚女性の就労のあり方が国によって異なることを、家父長制と資本制、すなわち社会規範と経済によって説明しようとしてきた⁽¹⁾。だが、それ以外に政治、すなわち政府の政策も、説明要因として見逃すことはできない。政策が、女性の就労を促進したり妨げたりすることが、しばしばあるからである⁽²⁾。女性の就労に影響を与える政策としては、例えば税制や年金制度における「主婦」の扱い、児童手当⁽³⁾や控除、出産・育児・介護に伴う休暇や、保育施設・サービスの利便性、シングル・マザーへの経済支援などが考えられる。これらはすなわち、福祉国家のあり方に他ならない。

福祉国家は、多くのフェミニストから、家父長的で、男女の格差を再生産すると批判されてきた。しかし、それはあらゆる国のフェミニストにとって、等しく批判の対象であるわけではない。福祉国家の一国モデル、殊にアングロサクソン・モデルは、女性に対する福祉国家の抑圧的側面を強調する傾向があるのに対し、国際比較研究やスカンディナヴィア・モデルは、福祉国家を通じた女性

(1) 瀬地山角『東アジアの家父長制 ジェンダーの比較社会学』勁草書房、1996年。

(2) 政策に当該社会の規範が影響を与えている面は確かにある。だが、政策を規範の従属変数とみることにはできない。政策に影響を与える要因は他にもさまざまであるし、逆のケース、すなわち政策によって規範が影響を受けることもあるからである。

(3) 国によっては、母親が家庭で育児をすることに対して給付を行う場合もある。

のエンパワーメントの局面にも言及することが多い⁽⁴⁾。つまり、福祉国家のあり方が女性の就労や男女間格差に与える影響は、国により異なると予想される。事実、近年多く現れているジェンダー派⁽⁵⁾の福祉国家研究には、従来とは異なる福祉国家の国際比較を提示しているものが多い。

本稿では、そのようなジェンダー派による「主流派」福祉国家批判の主要な論点を整理するとともに、彼女たち⁽⁶⁾による比較福祉国家論へのオルタナティブな説明を検討し、女性の就労に対する福祉国家のインパクトを考察する。

1 ジェンダー派の「主流派」福祉国家類型論批判

1990年に発表され、のちの多くの研究に刺激を与えてきたG・エスピン・アンデルセンの福祉国家論は、国家市場関係、社会階層への福祉国家の影響、および「脱商品化decommodification」の観点から、先進諸国の福祉国家を、自由主義レジーム、保守主義（コーポラティスト）レジーム、社会民主主義レジームの三つに分類した。すなわち自由主義レジームとは、脱商品化の度合いが低く、ミーンズテストを伴う給付の割合が高く、給付は低所得者中心で残余的である。アメリカ、カナダ、オーストラリアなど、アングロサクソン系の国が該当する。保守主義レジームは、脱商品化度は中程度であり、職業別・地位別に社会保険制度が分立しており、階層間格差の維持に重点が置かれ、垂直的再分配の効果は小さい。保育サービスや介護サービスが未発達で、家族の役割が強調される。該当するのは、オーストリア、フランス、ドイツ、イタリアなどの大陸ヨーロッパ諸国である。社会民主主義レジームは、普遍主義的な単一の社会保険制度が発達し、脱商品化の度合いが最も高く、制度の普遍化や給付の平等化の程度も大きい。完全雇用の維持を目指す国家は、同時に女性の社会進出を促進する役割も果たす。デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドなど、主にスカンディナヴィア諸国に当てはまる⁽⁷⁾。

この研究については、既にさまざまな立場からの批判が現れているが⁽⁸⁾、彼の福祉国家類型論に対し、最も多くの批判を寄せているのは、ジェンダー派であると思われる。彼女たちは「主流派」として、特にエスピン・アンデルセンのモデルを念頭に議論する。

(4) J. S. O'Connor, Gender, Class and Citizenship in the Comparative Analysis of Welfare State Regimes, *The British Journal of Sociology*, vol.44, no.3, 1993, p.503; J. S. O'Connor, *From Women in the Welfare State to Gendering Welfare State Regimes*, *Current Sociology*, vol.44, no.2, 1996, pp.7-8.

(5) 「ジェンダー派」とは、一つのまとまった集団を指すわけではない。ジェンダーに盲目的な従来の福祉国家研究を「主流派mainstream」と一括し、自らと区別する論者たちを、便宜的にそう呼ぶ。なお、ジェンダー派が、それ以外の福祉国家論を「主流派」と一括りにすることには批判もある（大沢真理『『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン』『社会科学研究』第47巻第4号、1995年、94～95頁）。

(6) ジェンダー派には男性も含まれるが、やはり女性が多い。

(7) G. Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990.

(8) 初期の代表的なものは、F. G. Castles and D. Mitchell, Identifying Welfare State Regimes: The Links Between Politics, Instruments and Outcomes, *Governance: An International Journal of Policy and Administration*, vol.5, no.1, 1992であろう。

彼女たちの批判は、ただ「ジェンダーの視点がない」といった単純なものではない⁽⁹⁾。福祉国家分析が、ジェンダーに盲目的gender blindであることによって、具体的に何が見えないのか、という点こそが正に重要なのであり、以下で紹介する多くの研究は、その点に迫っているといえる。「初期のフェミニストによる福祉国家論の弱点は、『国家』を一様に捉え、国による相違を見出し得ない上、しばしばそれがアングロサクソン・モデルであったこと」⁽¹⁰⁾だという彼女たちは、ジェンダー派は十分に国際比較を行ってこなかったと述べ⁽¹¹⁾、エスピン - アンデルセンらの福祉国家タイポロジーの意義に学び、なおかつそれをジェンダーの視点から再構成しようという志向をもつ。彼女たちによれば、福祉国家研究の主流派とジェンダー派との間の対話は乏しく、特に前者の後者に対する関心は薄い⁽¹²⁾。近年のジェンダー派の研究は、この両者に架橋しようという試みであるといえる。

ジェンダー派による主流派批判の論点は多岐にわたる。以下、順に確認しておこう。

(1) 階級の特権化 家族の軽視

彼女たちは、主流派の研究は「社会権の発展を説明するために採用した枠組みにおいて、理論的に社会階級と資本主義的市場関係の特権化して」おり、分析から家族が抜けているために、階層化も階級構造における不平等に還元され、その他の不平等、例えばジェンダー間におけるそれが忘れられる、と主張する⁽¹³⁾。

エスピン - アンデルセンが福祉サービスの「私的な」供給を、市場による供給と捉えているのも、家族の役割を忘れていたがゆえである。彼の分析では、家族は保守主義レジームにしか登場しないが、あらゆる福祉国家において、家族は最大の福祉とケアの供給者であり、それは例えば社会民主主義レジームにおいてもそうである⁽¹⁴⁾。エスピン - アンデルセン自身、家族が分析に含まれ

(9) J. Bussemaker and K. van Kersbergen, Gender and Welfare States, in D. Sainsbury ed., *Gendering Welfare State*, Sage, 1994, p.9.

(10) D. Sainsbury, Introduction, in Sainsbury ed., *op.cit.*, p.2.

(11) A. S. Orloff, Gender and Social Rights of Citizenship: State Policies and Gender Relations in Comparative Research, *American Sociological Review*, vol.58, no.3, 1993, p.304; D. Sainsbury, Dual Welfare and Sex Segregation of Access to Social Benefits: Income Maintenance Policies in the UK, the US, the Netherlands and Sweden, *Journal of Social Policy*, vol.22, no.1, 1993, p.71; O'Connor, Gender, Class and Citizenship, p.502; O'Connor, *From Women in the Welfare State*, pp.1, 7.

(12) A. Borchorst, Welfare State Regimes, Women's Interests and the EC, in Sainsbury ed., *op.cit.*, p.26; M. Daly, Comparing Welfare States: Towards a Gender Friendly Approach, in Sainsbury ed., *op.cit.*, p.103.

(13) Bussemaker et al., Gender and Welfare States, p.9; Daly, Comparing Welfare States, p.106; A. Leira, Introduction in Leira ed., *Family Change: Practices, Politics, and Values: Comparative Social Research*, vol.18, JAI Press Inc., 1999, pp.xiii-xiv.

(14) Daly, Comparing Welfare States, pp.106-107; O'Connor, *From Women in the Welfare State*, p.14; A. Sørensen, Family Decline, Poverty, and Social Exclusion: The Mediating Effects of Family Policy, in Leira ed. *op.cit.*, p.76, n.8; J. E. Kolberg, The Gender Dimension of the Welfare State, *International Journal of Sociology*, vol.21, no.2, 1991, p.132.

るべきだと主張してはいるが⁽¹⁵⁾、それが理論的に組み込まれていないことを、ジェンダー派は批判する⁽¹⁶⁾。家族が忘れられることにより、福祉は国家と市場によって提供されることが前提され、したがって女性の無償労働は視野に入らないことも問題である⁽¹⁷⁾。

また、家族の軽視は、以下のような理論上の問題を引き起こす。すなわち、通常、福祉国家論は、福祉受給の資格を、ニーズ、労働市場における地位、市民権のいずれに由来するかで区別する。だが、ここには一つ欠落がある。すなわち、女性は男性の妻であることによって、受給権が発生する場合があるからである⁽¹⁸⁾。

さらに階級の特権化は、福祉国家形成を階級の観点から説明するパワー・リソース・アプローチが、フェミニズム運動をはじめとする新しい社会運動や、機会均等政策を推進する国家機関の役割を無視することにつながる、として批判される⁽¹⁹⁾。同様に労働者階級の主要なパワー・リソースである投票権と団結権は、男女に等しく与えられているにもかかわらず、時間や金銭といった個人のリソース格差のために、その行使においては男女間で平等になっていない点や⁽²⁰⁾、福祉国家思想の基礎である平等や連帯が、ジェンダー間のそれを含んでいない点も⁽²¹⁾、問題視されている。

(2) プログラムの偏りとケア労働の軽視

上の点にも関わって、ジェンダー派は、エスピン - アンデルセンをはじめとする主流派は、実証分析の焦点が、年金、失業給付、疾病給付といった、男性稼得者と関係の深い所得移転に当てられていて、保育をはじめとするその他の社会的サービスは、周辺的な扱いだと指摘する⁽²²⁾。特にケア労働⁽²³⁾は主流派の福祉国家論では忘れられがちであったのに対し、ジェンダー派からは重視されてきた。ケア労働の大部分は家庭内で行われ、公式にも非公式にも（つまり、有償・無償労働の双方において）、女性が男性より多く行っている。

中でも、家族による無償のケアは決定的である。ケアや家事といった無償労働における性別分業は、有償労働における性別分業と不可分だからである。その点から、M・ピオリらの二重労働市場論は、以下のように批判される。曰く、彼らは労働市場における差別の起源を産業内部に求めている、家事労働の分析が欠如している。しかし、実際には性別分業が労働市場に入る条件を決めている、と⁽²⁴⁾。つまり、家庭における責任が男女平等でなく、家事労働やケア労働の負担が女性に偏

(15) Esping-Andersen, *The Three Worlds*, p.21.

(16) Borchorst, *Welfare State Regimes*, p.28.

(17) Orloff, *Gender and Social Rights*, p.312.

(18) Sainsbury, *Dual Welfare*, p.72.

(19) O'Connor, *Gender, Class and Citizenship*, p.510; O'Connor, *From Women in the Welfare State*, pp.70-71.

(20) O'Connor, *Gender, Class and Citizenship*, p.510.

(21) B. Pfau-Effinger, *Change of Family Policies in the Socio-cultural Context of European Societies*, in Leira ed., *op.cit.*, p.145.

(22) Orloff, *Gender and Social Rights*, p.308; Borchorst, *Welfare State Regimes*, p.29.

(23) careは、「介護」と訳されることがあるが、child careの語に典型的に表れているように、育児をも含む概念であるので、「介護」としては誤解を招く。

(24) A. C. L. Lam, *Women and Japanese Management: Discrimination and Reform*, Routledge, 1992, pp.37-39.

り、そのために女性のフルタイムでの就労が難しくなれば、そのことが労働市場での女性の価値を低め、労働市場における弱い立場に帰結する。そうしてできた男女の賃金格差の下では、女性が無償労働を行った方が経済的に合理的であるから、育児・介護休暇の権利が男女双方に認められたとしても、賃金が高い男性ではなく、女性が休暇を取ることになる⁽²⁵⁾。そのことが再び女性のフルタイム就労を困難にしたり、昇進や昇給の妨げとなるばかりか、収入に結びついた抛出や労働市場での履歴と給付がリンクしている場合には、それが老後の経済状態にまで反映する、という連鎖がある。こうした状況の下では、離婚した女性の老後を、貧困が高い確率で見舞うということになる⁽²⁶⁾。男性の自立は家庭におけるケア労働からの自由によって可能になっているのに対し、女性の依存はケア労働に対する責任に基づいているわけである⁽²⁷⁾。

さらに、ケア労働を視野に入れれば、エスピン - アンデルセンの福祉国家レジームにも修正が必要となる。例えば、社会民主主義レジームの中でもスウェーデンなどと異なり、ノルウェーでは国家によるケアの提供が貧弱で、女性の就労には不利になっているし、保守主義レジームの中では、フランスが働く母親に対するサービスを多く提供しているのに対し、ドイツでは母親に家にいることを奨励する政策を取っている。労働者に対する社会権の点で社会民主主義的傾向が強いとされたオランダでも、国家の提供するサービスの貧困さから、既婚女性は家庭にいることを強いられる⁽²⁸⁾。

つまり、女性の就労パターンを考慮に入れると、エスピン - アンデルセンの類型論では、上手く説明できない要素が残る。彼は、三つのレジームを代表するスウェーデン、ドイツ、アメリカを題材にこの問題を扱っているが⁽²⁹⁾、スウェーデンでパートタイム労働が多いことや、性別ごとの職業の分離が最も大きく⁽³⁰⁾、自由主義レジームのアメリカでは小さいこと、スウェーデンの女性はアメリカ女性とほぼ同じくらいの家事労働を行っていること、などの説明がつきにくい。これは、エスピン - アンデルセンが、女性の選択を仕事か家庭かの二者択一と考えているためで、実際のところ女性は、家庭で家事労働だけを行うか、労働市場で労働し家事労働も行うか、という選択を強

(25) O'Connor, *From Women in the Welfare State*, pp.14-18.

(26) この点で、いわゆる「貧困の女性化feminization of poverty」をめぐる日本の状況は興味深い。国際的にみると、日本では「貧困の女性化」現象はあまり進んでいないが、これは日本の福祉国家が女性に手厚い、ということの意味しない。むしろ、このことは日本における離婚率の低さの帰結とされる（J. Axinn, Japan: A Special Case, in G. S. Goldberg and E. Kremen ed., *The Feminization of Poverty: Only in America?*, Greenwood Press, 1990, p.104）。つまり、貧困の女性化が進むためには、ある程度の「女性の自立」が必要であるという皮肉がここには存在する。

(27) O'Connor, *From Women in the Welfare State*, p.32.

(28) Orloff, *Gender and Social Rights*, p.312.

(29) Esping-Andersen, *The Three Worlds*, chaps.6, 8.

(30) R. Lijeström, G. F. Mellström, and G. L. Svensson, *Roles in Transition: Report of an Investigation Made for the Advisory Council on Equality between Men and Women*, Liber Förlag, 1978（榎村久子訳『スウェーデン / 女性解放の光と影』勁草書房, 1987年）,第3章, 岡沢憲英『おんなたちのスウェーデン 機会均等社会の横顔』日本放送出版協会, 1994年, 第 章, も参照。

いられているのである⁽³¹⁾。

(3) 脱商品化概念の問題

彼女たちはさらに、エスピン - アンデルセンの分析にとって中核的であった、「脱商品化」概念にも、それが男性のライフスタイルを念頭に構築されているとして、疑義を呈する。男性は人生の大部分を市場で過ごし、それができないときは国家の給付を受ける。この状態を脱商品化されるとすれば、市場からも国家からも報酬や給付を受けずに過ごす時期が長い女性は、理論から抜け落ちてしまう⁽³²⁾。また、女性への積極的な労働市場政策は、商品化だろうか、脱商品化だろうか、という問題がある⁽³³⁾。つまり、福祉国家は育児支援政策などによって女性の就労を促進するから、エスピン - アンデルセンの説とは反対に、脱商品化ではなく商品化を狙いとしていることになる⁽³⁴⁾。公的保育などのサービスは、女性に雇用を提供するという点まで考慮に入れると、エスピン - アンデルセンの結論に反して、実は社会民主主義レジームにおいて女性は最も商品化されており、より脱商品化されているのは保守主義レジームにおいて、ということになる⁽³⁵⁾。

そもそも、脱商品化それ自体がジェンダー的バイアスを負った現象である。というのも、女性と男性は、一般的に異なった状況の下で、異なった目的のために脱商品化されるからである。このことを示すのが、福祉国家プログラムの受給における男女差である。例えば、アメリカ、イギリス、オランダの所得保障プログラムにおいては、女性が利用するのはミーンズテストを伴う社会的支援プログラムに偏り、男性は権利に基づく保険の受給者である率が高い。D・セインズベリはこれを「二重の福祉dual welfare」と呼ぶ⁽³⁶⁾。アメリカについての研究では、女性が主に受給者となるAFDCをはじめとする社会支援プログラムと、失業したり退職したりしたフルタイム労働者が資格に基づいて利用する社会保険プログラムの「二層システム」の存在を指摘するのが普通のこととなっている⁽³⁷⁾。この意味では、エスピン - アンデルセンの分析は、二層システムのうちの一方に比重があり、ジェンダー的なバイアスをもつといえる⁽³⁸⁾。

また、彼は調査の基本的な単位を個人にするか家族にするか、という点から生じる違いについて、とりわけ重大な注意を払わなかったために、脱商品化を「諸個人あるいは諸家族が、市場への参加

(31) Orloff, *Gender and Social Rights*, pp.312-313.

(32) Daly, *Comparing Welfare States*, pp.107-108.

(33) Bussemaker et al., *Gender and Welfare States*, p.13.

(34) L. Bryson, M. Brittan and S. Donath, *Men's Welfare State, Women's Welfare State: Tendencies to Convergence in Practice and Theory?*, in Sainsbury ed., *op.cit.*, p.128.

(35) Borchorst, *Welfare State Regimes*, p.43.

(36) Sainsbury, *Dual Welfare*.

(37) B. Nelson, *Women's Poverty and Women's Citizenship: Some Political Consequence of Economic Marginality*, *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, vol.10, no.2, 1984; N. Fraser, *Women, Welfare, and the Politics of Need Interpretation*, in N. Fraser ed., *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*, University of Minnesota Press, 1989; Orloff, *Gender and Social Rights*, p.315; O'Connor, *From Women in the Welfare State*, pp.41-43.

(38) Daly, *Comparing Welfare States*, p.108; p.117, n.6.

から独立に社会的に受容可能な生活水準を維持しうる程度」⁽³⁹⁾と定義したが、女性の地位にとっては、個人として給付の資格を与えられているか、男性が長であることが多い世帯に権利が結びついているかの違いは決定的である⁽⁴⁰⁾。

社会政策のポテンシャルは、個人が労働市場から独立しうる程度によって最もよく測定することができる、というエスピン - アンデルセンのテーゼは、この点で疑問の余地がある。というのは、女性にとって、商品化、つまり雇用を通じた夫への依存の軽減は、解放的だからである⁽⁴¹⁾。

しかも、家事・ケア労働の視点を入れれば、脱商品化概念の困難はさらに浮き彫りとなる。例えば、オーストラリアとフィンランドの有償/無償労働時間を男女別に比較すると、フィンランドの男性はオーストラリアの男性よりも有償労働に費やす時間が短いので、エスピン - アンデルセンのモデルでは、より脱商品化されているといえる。だが、それが説明していることは、実はごく小さな差であって、むしろそれぞれの国内におけるより大きな男女差は説明されない。すなわち、男女の労働時間差を見ると、有償労働 + 無償労働では、いずれの国においても女性の労働時間が長いし、両国における男性の時間利用パターンは、同じ国内の男女間のそれよりもよく似ている⁽⁴²⁾。つまり、エスピン - アンデルセンが説明してきた福祉国家レジームごとの脱商品化度の差異は、同じレジーム内の男女間の差異より小さい、ということになる。

また、男女間の年金給付の相違は、ブルーカラー - ホワイトカラー間の相違よりも大きい⁽⁴³⁾。ということは、保守主義レジームは職域間の格差を維持する、というエスピン - アンデルセンのテーゼよりも、男女間のそれが重要ということにならないだろうか。

(4) 雇用主としての福祉国家

女性は国家によって脱商品化されるのではなく、国家によって商品化されるとすれば、雇用主としての福祉国家の役割が重要になる。多くの国で、女性は男性以上に多く、公的部門の社会福祉労働に従事している。公共部門雇用における女性比率を、OECD 18ヶ国（1990年）について高い順に見ると、スウェーデン（31.7%）、デンマーク（30.5%）、ノルウェー（27.7%）、オーストラリア（22.8%）、フランス（22.6%）、フィンランド（22.4%）、オーストリア（20.6%）、カナダ（19.7%）、ベルギー（19.5%）、イギリス（19.2%）、ニュージーランド（18.1%）、イタリア（15.5%）、ドイツ（15.1%）、オランダ（14.7%）、アメリカ（14.4%）、アイルランド（13.7%）、スイス（11.0%）、日本（6.0%）、であるが⁽⁴⁴⁾、これはおおむね、男女間の平等の達成度に近い序列となっている⁽⁴⁵⁾。

以上よりしたがって、男女の平等は、エスピン - アンデルセンが想定するように、脱商品化を通

(39) Esping-Andersen, *The Three Worlds*, p.37.傍点は引用者。

(40) Borchorst, *Welfare State Regimes*, p.28.

(41) Orloff, *Gender and Social Rights*, p.318; T. Meyer, *The German and British Welfare States as Employers: Patriarchal or Emancipatory?*, in Sainsbury ed., *op.cit.*, p.81.

(42) Bryson et al., *Men's Welfare State*, pp.121-122,130.

(43) K. Scheiwe, *German Pension Insurance, Gendered Times and Stratification*, in Sainsbury ed., *op.cit.*, pp.142-145.

(44) O'Connor, *From Women in the Welfare State*, p.80, Table 5.2.

(45) 詳しくは、次節でみるシーロフ論文を参照。

してではなく、商品化を通して達成される。少なくとも、市場が商品化を行い、国家が脱商品化を行うという関係は、彼がいうようにはっきりはしていない。多くの女性にとって、労働市場で働くということ、つまり商品化されることは、夫への経済的依存を弱め、ひいては家族の中での自己主張の権利を高める⁽⁴⁶⁾。

さらに、労働市場で働くということは、結婚しなかった女性や離婚した女性が、社会給付の受給者から社会サービスの消費者となることも可能にする⁽⁴⁷⁾。つまり、問題は専業主婦だけではない。アメリカ、イギリス、オランダ、スウェーデンのソロ・マザー⁽⁴⁸⁾の経済状態を比較した研究によれば、ソロ・マザーの貧困率は、アメリカで最も高く、スウェーデンで最も低い。他方、彼女たちの主要な収入源をみると、「所得」「社会的移転」「私的移転」のうち、「所得」が一番多いのはスウェーデンである⁽⁴⁹⁾。つまり、スウェーデンのソロ・マザーが貧困化しにくいのは、脱商品化ではなく、商品化の度合いが高いからということになる。

ただし、雇用主としての福祉国家という側面を評価する議論は、育児や介護といったケア労働を女性の仕事とする伝統的な見方に無批判で、その結果、福祉国家がそれらのケア労働に女性を集中させてきたとして、フェミニストからの批判もあることは指摘しておくべきであろう⁽⁵⁰⁾。

(5) 家族内権力関係の無視

主流派の研究は、家族を、利害を等しくする者からなる単位とみなし、その中では所得が等しく分配されることを暗黙の了解としてきた⁽⁵¹⁾。だが、昨今はこの前提がまさに問われている。現に家族の収入は、家族成員間で平等にシェアされているわけではない⁽⁵²⁾。「家族の所得に基礎を置いた分配政策が、家族と社会の中における女性の地位を必然的に向上させる、と仮定することはもはやできない。男性が主要な稼ぎ手で、家庭の中に性別分業があるような単位としての家族へ向けら

(46) Daly, *Comparing Welfare States*, pp.108-109; Bryson et al., *Men's Welfare State*, pp.123-124.ただし、見られるとおり、ここでは民間部門と公共部門への就労を、「商品化」として等値している。これは、夫からの独立をより重視する立場から、そもそも労働市場に入るか否かの違いを決定的と考えるためであろうが、公共部門への就労と民間部門への就労は同じか、という問題は残る。公共部門の方が、低熟練女性が貧困化しにくいという面があるからである（G. Esping-Andersen, ed., *Changing Classes: Stratification and Mobility in Post-Industrial Societies*, Sage,1993.）。

(47) B. Hobson, *Solo Mothers, Social Policy Regimes and the Logics of Gender*, in Sainsbury ed., *op.cit.*, p.171.

(48) 未婚・離婚のため子どもの父親と同居していない母親の中には、親や親戚、友人、恋人などと同居している場合があるので、一人で子どもを育てているイメージのlone motherやsingle motherでなく、solo motherの語が用いられている（Hobson, *Solo Mothers*, p.176.）。

(49) Hobson, *Solo Mothers*, pp.177-180.

(50) 高橋睦子「フィンランドの福祉国家と女性労働 その到達点と課題」『大原社会問題研究所雑誌』No.485, 1999年, 26～27頁。

(51) M. Edwards, *Individual Equality and Social Policy*, in J. Goodnow and C. Pateman eds., *The Gender of Bureaucracy: Reflections on Feminism and the State*, Allen & Unwin, 1985, p.103; B. Hobson, *No Exit, No Voice: Women's Economic Dependency and the Welfare State*, *Acta Sociologica*, vol.33, no.3, 1990, p.235.

(52) J. Pahl, *The Allocation of Money and the Structuring of Inequality within Marriage*, *Sociological Review*, vol.9, 1983.

れた社会政策・労働政策は、家庭と社会の中における男女の権力格差を拡大し、男女の不平等を制度化するかもしれない⁽⁵³⁾。加えて従来は顕在化しにくかったドメスティック・ヴァイオレンスの存在が、社会的に認知されるようになってきた昨今、調和を前提に、家族をブラック・ボックスにしてしまい、その中の権力関係に目をつぶることは、これからますますしくくなるに違いない⁽⁵⁴⁾。

2 オルタナティブな福祉国家類型

以上で概観したように、エスピン - アンデルセンに代表される「主流派」へのジェンダー派からの批判のポイントは多岐にわたるが、これらの批判の上に立って、彼女たちは主流派の福祉国家論に代わる、いかなる説明を提示しているのか。本節ではその点を概観する。

とはいえ、ジェンダー派といってもむろん一枚岩ではなく、その中には主張や力点の置き方において、さまざまなヴァリエーションがある。例えば、代表的な論文集の中の一論者は、年金などを中心に作られたエスピン - アンデルセンのタイポロジーが、保育の領域にも適応可能であると主張する⁽⁵⁵⁾。だが、同じ論文集の別の論文は、後にみるように、女性の働きやすさという次元を導入することで、新しい類型論を提示した⁽⁵⁶⁾。以下では、いくつかのポイントに絞って、彼女たちのオルタナティブな説明を検討する。

(1) 脱商品化に代わる自立

エスピン - アンデルセンは、脱商品化によって、市場の圧力に直接さらされない状態を是としたが、彼女たちは労働市場において商品化されることにより、夫への経済的依存から脱することをより重視する⁽⁵⁷⁾。

例えば、J. S. オコンナーは、脱商品化を補完するために個人の自立personal autonomyという概念、つまり、市場の圧力に加え、公的・私的な ももちろん、夫からのそれも含む 依存からの隔絶insulation from personal and public dependenceを提唱し、それが脱商品化同様、福祉国家間の相違を理解する鍵となるという⁽⁵⁸⁾。同じ文脈でA. オルロフも、脱商品化は、自立independence or autonomyというより一般的な概念に包摂されるという。自立とは、個人が抑圧的な関係に入ることを強制されない自由である。そして、女性のために、脱商品化とパラレルな次元、すなわち「自立的な家庭をつくり維持する能力」を提唱する。すなわち、シングル・マザーの経済的脆弱性は、女性にとって結婚することや離婚しないことへの誘因となるが、夫の賃金へのアクセスを求め

⁽⁵³⁾ Hobson, No Exit, p.239.

⁽⁵⁴⁾ 同様の批判は、R. ティトマスにも向けられている（伊藤周平「福祉国家とフェミニズム 女性、家族、福祉」『大原社会問題研究所雑誌』No.440, 1995年, 24頁）。

⁽⁵⁵⁾ S. Gustafsson, Childcare and Types of Welfare State, in Sainsbury ed., *op.cit.*

⁽⁵⁶⁾ A. Siaroff, Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology, in Sainsbury ed., *op.cit.*

⁽⁵⁷⁾ Orloff, Gender and Social Rights, p318; Hobson, Solo Mothers, p.171.

⁽⁵⁸⁾ O'Connor, Gender, Class and Citizenship, pp.511-516.

て結婚しなくても、子どもを養って生きていける能力こそ、脱商品化に代わる基準となるべきだという⁽⁵⁹⁾。

こうしたアイデアは、実証研究に活かすことができるであろうか。B. ホブソンは依存 dependency の度合いを測定し、国際比較を行っている。それによると、社会全体の所得格差の大きさと、その国における女性の男性に対する依存の程度には、あまり関係がない。ホブソンは、「依存」を、家庭の所得における男女のシェアの差から測定しているが、それが妻の夫に対する「依存」の数値として妥当性をもつのは、以下の理由による。すなわち、経験的調査によれば、家族内における個人の意思決定は所得能力と結びついている。また、女性の所得は家事労働の分担にも影響を与えており、妻の所得が多いほど、夫の家事労働時間は多くなる。逆に夫の側からすると、何時間労働したかではなく、いくら稼いだかが、彼らの家事労働参加への最も重大な影響因となっている。両親に育児休暇が与えられているスウェーデンでも、夫が育児休暇を取るかどうか、またどれくらい取るかを最もよく説明する要因は、家計に対する妻の貢献であった⁽⁶⁰⁾。それは、さらに顕在化しにくい夫婦間の権力関係にも影響を与えていると考えられる⁽⁶¹⁾。以上から、家計収入に対する夫婦の貢献のギャップをもって、妻の夫への依存度を代替させることは正当化される。

(2) 家族に対する経済的支援による順位づけ

上でみたように、ジェンダー派は主流派の研究が、年金を中心とした所得保障に焦点を当てすぎる点を批判し、保育をはじめとするその他のプログラムへの着目を提唱する。そこで、年金以外のプログラムを分析の中心に置くことにより、異なる図が描けるという例を見ておこう。まずは、家族手当である。

家族手当支出の対GDP比を見ると、多い順に フランス、ベルギー、オーストリア、オランダ、スウェーデン、イギリス、アイルランド、ノルウェー、カナダ、フィンランド、西ドイツ、オーストラリア、イタリア、ニュージーランド、デンマーク、日本、スイス、アメリカ、となる。下位の3ヶ国は極端に少なく、GDPの0.1%以下しか支出していない。他方、上位の3ヶ国は、2%以上を支出している⁽⁶²⁾。

次に子どもが二人いる家庭に対する家族手当の額では、高い順に オーストリア、ベルギー、ノルウェー、ルクセンブルク、スウェーデン、オランダ、イギリス、デンマーク、フランス、スイス、ドイツ、フィンランド、オーストラリア、カナダ、アイルランド、

(59) Orloff, *Gender and Social Rights*, pp.319-321.

(60) Hobson, *No Exit*.

(61) 日本の妻の性意識調査によると、「夫の求めに妻はどう応じているか」との質問に対し、20代、30代の妻は自分の収入の有無にかかわらず「必ず応じる」割合は30%台であるが、40代以上では年収100万円以上で「必ず応じる」妻が30.8%なのに対し、無収入の妻は69%ときわめて高い。「無収入の中高年主婦には性生活を“おつとめ”と受けとめる意識が強く、いやなときでも断れないのではないかと見られているが（金森トシエ・北村節子『専業主婦の消える日 男女共生の時代』有斐閣、1986年、91頁）、女性の経済的「依存」が個人としての「自立」を妨げている例であろう。

(62) F. C. Pampel and P. Adams, *The Effects of Demographic Change and Political Structure on Family Allowance Expenditures*, *Social Service Review*, vol.66, no.4, 1992, p.531, Table 1.

ニュージーランド，ポルトガル，ギリシア，日本，スペイン，^{②①}イタリアである⁽⁶³⁾。
また，産業労働者の平均賃金に対する家族手当／家族控除の比率をみると，高い順に ベルギー，オーストリア，ニュージーランド，ノルウェー，スウェーデン，オランダ，イギリス，フィンランド，フランス，イタリア，スイス，カナダ，ドイツ，デンマーク，アイルランド，オーストラリア，日本，アメリカ，となっている。ベルギーやオーストリアは20%近いが，下位の3ヶ国は5%以下である⁽⁶⁴⁾。

以上から，子どもや家族に対する給付では，上位にくる国は必ずしも社会民主主義レジームの国とはいえず，むしろ保守主義レジームに属する国々が，高い位置を占める。これらの国々では，「家族」に価値を置き，母親が子どもの世話をすべきだという規範が強く，中にはフランスのようにはっきりと出産奨励策を取っている国もある。したがって，家族手当に多く支出しているとしても，それが必ずしも女性の就労を助けるとは限らないし，よって男女の平等や女性の自立を高めるとも限らない。

(3) 育児支援への着目

その点では，保育施設や育児休暇制度の充実の方が，女性の社会進出につながり，女性の依存を少なくすると考えることができる。ただし，度々確認してきたとおり，それは脱商品化によるわけではない。

まず，育児休暇を長い順に見れば，スウェーデン，フィンランド，ノルウェー，デンマーク，イタリア，オーストリア，ルクセンブルク，オランダ，ドイツ，フランス，ポルトガル，スペイン，ベルギー，アイルランド，カナダ，日本，イギリス，スイス，ギリシア，である⁽⁶⁵⁾。有給の育児休暇についての別のソースによれば，スウェーデン，フィンランド，イタリア，デンマーク，ノルウェー，イギリス，フランス，ルクセンブルク，カナダ，ベルギー，ドイツ，オーストラリア，オランダ，アメリカ，となる⁽⁶⁶⁾。ここでは，北欧諸国が長い。

保育施設の充実度を比較するのは難しいが，当該年齢人口のうち公的な保育施設に預けられている子どもの率を，0～2歳と3歳～就学前にわけてみると，まず前者はデンマーク，フィンランド，スウェーデン，ベルギー，フランス，ノルウェー，カナダ，イタリア，オーストラリア，ドイツ，ルクセンブルク，オランダ，イギリス，アメリカ，となる。後者は，ベルギー，フランス，イタリア，デンマーク，スウェーデン，ドイツ，フィンランド，ルクセンブルク，オランダ，ノルウェー，イギリス，カナダ，オーストラリ

⁽⁶³⁾ A. H. Gauthier, *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrial Countries*, Clarendon, 1996, p.167, Fig.10.1. フランスは，3人目から給付が増額される (pp.167-168.)

⁽⁶⁴⁾ I. Wennemo, The Development of Family Policy: A Comparison of Family Benefits and Tax Reductions for Families in 18 OECD Countries, *Acta Sociologica*, vol.35, no.3, 1992, p.209, Fig.2.

⁽⁶⁵⁾ Gauthier, *The State and the Family*, p.175, Fig.10.3. フランスは，3人目以降を優遇するのは，同国の出産奨励策による (p.173.)

⁽⁶⁶⁾ J. C. Gornick, M. K. Meyers, and K. E. Ross, Supporting the Employment of Mothers: Policy Variation Across Fourteen Welfare States, *Journal of European Social Policy*, vol.7, no.1, 1997, p.57, Table 2.

ア、アメリカ、となる⁽⁶⁷⁾。0～2歳では北欧諸国が、3歳～就学前では保守主義レジームの大
陸ヨーロッパ諸国が上位にくる。

また高齢者と子どもに対するケアの充実度から、ヨーロッパの福祉国家を四つに分類した研究によれば、(1)高齢者、子どもの双方に十分なサービスを提供する国（デンマーク、フィンランド、スウェーデン）、(2)双方にきわめて限定的なサービスしか提供しない国（ポルトガル、ギリシア、スペイン、アイルランド、ドイツ）、(3)高齢者福祉は充実しているが、子どもへのサービス供給が十分でない国（オランダ、ノルウェー、イギリス）、(4)子どもには十分なサービスを提供するが、高齢者には限定的なサービスしか提供しない国（ベルギー、フランス、イタリア）、という類型ができる。高齢者・子どもの双方に対してデンマークのケアが、最も優れている⁽⁶⁸⁾。高齢者はひとまず措くとして、子どもにだけ着目すると、社会民主主義レジームは、デンマーク、フィンランド、スウェーデンとノルウェーに、保守主義レジームはフランス、ベルギー、イタリアとドイツに分断される。

また別の研究は、6歳未満の子どもがいる母親の就労支援により、対象国は三つのグループにわかれるという。すなわち、最も支援が豊富なグループには、フランス、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、イタリアが、次のグループには、ルクセンブルク、ドイツ、カナダ、オランダ、ノルウェーが、最も支援が少ないグループには、イギリス、オーストラリア、アメリカが含まれる。3歳未満についても、イタリアが第二グループへ移るだけで、ほとんど変わらない。また、母親の就労支援と児童手当の額は全く異なる次元を構成していることも示唆される⁽⁶⁹⁾。さらに彼女たちは、この結果がエスピン・アンデルセンの類型論と異なると主張した上で、保育についてもエスピン・アンデルセン・モデルが支持できるとした先のグスタフソンの研究は、各レジームから1ヶ国ずつしか取り上げていないせいだという⁽⁷⁰⁾。

A・レイラも社会民主主義レジーム内の重要な相違を見出した。中でも、ノルウェーが特異であり、同国の保育政策は家族による育児を強調し、再生産政策が労働市場政策の中に注意深く調和させられているスウェーデンやデンマークと異なっている⁽⁷¹⁾。ノルウェーでは、保育に対する公的な補助は、他の北欧諸国に比べるとごくわずか、提供されるサービスも時間が短い⁽⁷²⁾。ノルウェーは、カトリック国ではないが、ルター派の国教会が伝統的な家族の解体に警鐘を鳴らしている⁽⁷³⁾。保守主義レジームの中では、フランスとドイツの比較が、両国の福祉国家が育児をどのよ

(67) Gornick et al., Supporting the Employment of Mothers, p.56, Table 3.

(68) A. Anttonen and J. Sipilä, European Social Care Services: Is It Possible to Identify Models?, *Journal of European Social Policy*, vol.6, no.2, 1996, pp.93-94.

(69) Gornick et al., Supporting the Employment of Mothers, pp.59-63.

(70) Gornick et al., Supporting the Employment of Mothers, p.67, n.14.注55の文献を参照。

(71) A. Leira, *Welfare States and Working Mothers: The Scandinavian Experience*, Cambridge University Press, 1992.

(72) O'Connor, *From Women in the Welfare State*, p.89; Gornick et al., Supporting the Employment of Mothers, p.50.

(73) J. Eriksen and J. Lindsay, Unmarried Cohabitation and Family Policy, in Leira ed., *op.cit.*, p.83.

うに制度化しているかの違いを示して興味深い。すなわち、フランスでは、あらゆる年齢のすべての子どもに対して、国家は手厚く介入するのに対し、ドイツの福祉国家は育児を私的な領域とし、公的な育児（殊に3歳以下の子ども）に対しては支出を厳しく制限する一方で、自宅にいる親には支出をしている。以上から、エスピン・アンデルセンの三レジームのうち、育児に着目しても一つの固まりであり続けるのは、自由主義レジームだけとの主張が現れる⁽⁷⁴⁾。

(4) 女性の働きやすさ

さらに、女性の就労をより直接的に取り扱った類型論もある。ジェンダー派による福祉国家タイプロジーとして、日本で最もよく紹介されているのは、A・シーロフの研究であろう⁽⁷⁵⁾。彼は、女性の働きやすさという次元を導入することで、新しい類型を提示する⁽⁷⁶⁾。すなわち、彼は家族福祉の方向性⁽⁷⁷⁾、家族給付が夫に払われるか妻に払われるか、女性の働きやすさ⁽⁷⁸⁾という三つの観点から、先進諸国の福祉国家を四つにグルーピングする。経済的先進国ほど女性の働きやすさが高いとの予想は斥けられるが、女性の働きやすさは、プロテスタント国であることとは強く関連する。以上から、彼の類型は以下ようになる。

「プロテスタント社会民主主義福祉国家」(デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン)：家族福祉が発達していて女性も働きやすい。家族給付は、常に母親に支払われる。

「プロテスタント・リベラル福祉国家」(オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、イギリス、アメリカ)：家族給付は低いですが、労働市場における男女の平等が比較的達成されている。家族給付は母親に支払われるが十分でなく、したがって女性に就労すべき誘因がある。「先進キリスト教民主福祉国家」(オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ)：と反対に、女性に働くべき誘因は存在せず、逆に家にいることへの強い誘因が存在する。例えば、1980年代に西ドイツのCDUは、子どもの数に応じて母親に年金を増額する改革を行った。こうしたパターンは、家族を賞揚し女性の就労を抑制するカトリックの一般的規範に関係するが、より貧しいカトリック諸国はここに入らない。「女性の動員が遅れた福祉国家late female mobilization welfare state」(ギリシア、アイルランド、ポルトガル、スペイン、イタリア、日本、スイス)：前の4ヶ国は、OECDの最貧国だが、スイスと日本は最も豊かな国であるので、これらは単に遅れた国の類型ではない。これらの国々の共通点は、スイス以外はプロテスタントでないことだが、シーロフは、宗教で説明できない部分を、女性参政権が付与された時期でカバーしようとする。スイスは女性参政権付与が例外的に遅い国だからである。

(74) Daly, Comparing Welfare States, pp.110-111.

(75) 大沢前掲論文、およびそれと一部重複する「社会政策のジェンダー・バイアス 日韓比較のこころみ」原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社、1996年、宮本太郎「比較福祉国家論の理論と現実」岡沢憲英・宮本太郎編『比較福祉国家論 ゆらぎとオルタナティブ』法律文化社、1997年、北明美「ジェンダーと平等：家族政策と労働政策の接点」岡沢・宮本編前掲書、深澤和子「福祉国家のジェンダー化 1980年代以降の研究動向(欧米を中心として)」『大原社会問題研究所雑誌』No.485、1999年、など。

(76) Siaroff, Work, Welfare and Gender Equality.

(77) 社会保障支出、家族政策支出、および保育と育児休暇についてのランキングから算出。

(5) 家族のタイプ

さらに踏み込んで、女性の役割をどう捉えているか、といった点を中心とした家族の類型も試みられている。

J. ルイスは、女性を妻や母としてのみ認識しているか、あるいは労働者としても認識しているか、という観点からヨーロッパの福祉国家を、三つに分類した。アイルランド、イギリスは、強い男性稼得者国strong male-breadwinner statesで、女性を従属的な妻として捉えている。イギリス女性の就労率は高いが、パートタイマーが多く、それは保育サービスや母親としての権利が貧弱で、社会保障についての夫婦間の不平等を反映している。フランスは改良された男性稼得者国modified male-breadwinner stateとして特徴づけられる。女性は妻や母親としても労働者としても福祉受給資格を得る。女性の労働市場への参入は奨励されるが、同時に政策の枠組みは強烈に家族支援型である。家族中心・出産奨励型社会政策の下で、母性は私的なものというよりは社会的な機能として扱われる。フランスでは、女性の就労率は高くしかもフルタイマーが多い。また、階層間の垂直的再分配というよりは、子どものいない家庭から子どものいる家庭への水平的再分配が行われる。スウェーデンが、弱い男性稼得者国weak male-breadwinner stateである。共働き家族を支持し、女性は労働者として扱われる。母としての無償労働についても、労働市場の一員として働けたと同じ報酬によって埋め合わせを受ける⁽⁷⁹⁾。

中絶、現金給付、育児休暇、保育施設への補助という四基準からの家族政策の分類もある。すなわち、家族/出産志向モデル（フランス、ケベック）：出生率の低下が、家族支援を通じた政府の介入を必要とする関心事となる。母親の就労は、子育ての障害にならなければ反対されないし、就労のための条件も整備される。伝統志向モデル（ドイツ）：中心的関心事としては家族の維持、主要なツールは家族への支援と、伝統的な男性賃金稼得者モデルの賞揚である。働く母親への支援もあるが、税制などが就労に対する障害となる。平等志向モデル（スウェーデン、デンマーク）：男女間の平等を促進し、家族、特に女性に家庭と仕事の両立を容易にするような支援を与える。家族志向・非介入主義モデル（イギリス、アメリカ）：政府の責任は困窮している家族に対する支援だけに限定されるべきものとする。女性の就労は家族政策によって妨げられないが、促進されることもない⁽⁸⁰⁾。

また、より最近の研究は、誰が稼ぐかに加えて、誰がケアを行うかという点と、パートタイム・フルタイムの次元を組み合わせ、男性稼得者/女性育児モデル、男性稼得者/女性パートタイム育児モデル、共稼ぎ/国家育児モデル、共稼ぎ/二人で育児モデルという分類を提唱している⁽⁸¹⁾。

(78) women's work desirabilityは、「女性労働の良好度」と訳されてきたが、「良好度」では具体的に何を指すのかわかりにくいので、ここでは「働きやすさ」を用いる。具体的に取り上げられるのは、雇用における男女の平等に関わる指標が多い。

(79) J. Lewis, Gender and Development of Welfare State Regimes, *Journal of European Social Policy*, vol.2, no.3, 1992.

(80) Gauthier, *The State and the Family*, pp203-205.

(81) Pfau-Effinger, Change of Family Policies.

むすび

以上でみてきたように、年金を中心とした所得維持制度の代わりに保育などのプログラムに焦点を当てることや、より直接に女性の就労に着目することで、ジェンダー派はエスピン・アンデルセンとは異なった福祉国家類型を提示し⁽⁸²⁾、またケア供給者としての家族や、その内部の権力関係にまで視野を広げることで、階級に基礎を置くパワー・リソース・アプローチが見過ごしてきたミクロ権力の次元を福祉国家論に導入した。エスピン・アンデルセン自身も、ジェンダー派の批判を容れ、近著では家族を分析の中心に据えているばかりか、脱商品化に加えて「脱家族化」が必要だと主張するに至っている⁽⁸³⁾。そのことからわかるように、ジェンダー派の議論には、主流派も耳を傾けざるを得ないものが多い。ただ、本稿で取り上げた研究は、変数が多様な上、対象国やデータの時期も一致せず、指標の取り方や操作化の度合いなどもばらばらであるため、最新のデータを用いた厳密な検証には、別稿が必要となろう。最後に、今後の実証研究へ向けて、問題となりそうな論点の整理を行うことで、本稿の結びとする。

まず、家族政策 育児支援政策には、大まかにいって二種類あり、母親の就労を促進するものと促進しないもの 場合によっては家庭にいることを奨励するもの がある、という点に注意が必要である。既存の研究の中には両者が混然としている場合も見受けられるが、政策とその帰結の関係をみる際、この違いは決定的であるし、両者を混同しかねない「育児支援」「家族支援」などのターミノロジーにも、あるいは見直しが必要かもしれない。

次に、類型論自体がもつ問題点も指摘しておかなければならない。それは、類型論の多くが、スタティックなものであることに由来する。つまり、1980年代以降、女性の社会進出の速度が早すぎるのである。試みに、保守主義レジームや、シーロフの第四グループに属する国々と社会民主主義レジームに属する国々の、女性の就労率を20年前と比較してみよう。

表1 女性の就労率(%)

	オーストリア	ベルギー	フランス	ドイツ	ギリシア	アイルランド
1979年	49.1	46.3	54.2	49.6	32.8	35.2
1998年	62.5	53.8	60.8	60.9	48.2	52.1
増加幅	13.4	7.5	6.6	11.3	15.4	16.9
	イタリア	日本	ルクセンブルク	ポルトガル	スペイン	スイス
1979年	38.7	54.7	39.8	57.3	32.3	53.0
1998年	43.9	59.8	47.6	61.9	48.7	74.2
増加幅	5.2	5.1	7.8	4.6	16.4	21.2

	デンマーク	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン
1979年	69.9	68.9	61.7	72.8
1998年	75.0	69.7	75.9	75.5
増加幅	5.1	0.8	14.2	2.7

(出所) OECD, *Employment Outlook*, 1990/1999.

⁽⁸²⁾ とはいえ、彼の議論を下敷きに自説を組み立てている論者の多さが、その影響力の大きさを物語っている。

⁽⁸³⁾ G. Esping-Andersen, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press, 1999 (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店, 2000年)。

見られるとおり、女性の就労率が低かった上のグループにも、現在では60%を超えた国がある。かつての基準からすると、スイスはもちろん、オーストリア、フランス、ドイツ、ポルトガルなども、女性の就労率が「高い国」になってしまうのではないかと。また、明らかに「低い」国は減少し、それらも就労率を上昇させている。つまり、暗黙のうちに想定されてきた、女性就労率の「高い国」と「低い国」という区別の意味が、以前より小さくなっていると思われる。ある研究は、女性の就労率から東欧を含む14ヶ国の家族を三つに分類し、70%を超えたものを「平等主義的家族」としたが、1980年当時、非社会主義圏でここに当てはまるのはフィンランドだけであった⁽⁸⁴⁾。70%を超える国や、それに迫る国が増えるにしたがい、この分類は意味をなくしてきているし、遠からず無効化するかもしれない。

元々パワー・リソース・アプローチは、経済発展に伴い諸国の福祉国家は収斂するというインダストリアルリズムの説に対し、「政治」の次元を導入することで諸国間の相違を対置した。だが、こと女性の就労に関していえば、レジームの違いを超えて、収斂傾向が見て取れるし、この方向へさらに進むことも予想できる。

ただ、女性の就労が進んでも、パートタイマーとフルタイマーの相違は残ると思われる。女性の社会進出や男女の平等が最も進んだ国の一つとしてしばしば例に挙げられるスウェーデンに、パートタイム労働が多いということが典型的な例である。したがって、女性の就労をフルタイムで奨励する国家と、パート労働に誘導する国家との区別が、今後はさらに重要になるであろう。その意味では、税制をはじめとする政府の政策が、女性の就労に単に就労するかどうかではなく、どれくらい就労するかに与える影響についての分析の重要性も増すであろう⁽⁸⁵⁾。

（ほりえ・たかし 一橋大学大学院社会学研究科博士課程）

⁽⁸⁴⁾ R. Jallinoja, Women Between the Family and Employment, in K. Boh, M. Bak, C. Clason, M. Pankratova, J. Qvortrup, G. B. Sgritta and K. Waerness eds., *Changing Patterns of European Family Life: A Comparative Analysis of 14 European Countries*, Routledge, 1989, pp.107-109. 彼女は、類型間の国の移動は想定しているが、類型化の基準自体が無効化する可能性は考えていない。

⁽⁸⁵⁾ 例えば、日本の税制や年金制度は、既婚女性のパートタイム労働における「就労調整」現象をもたらしている（拙稿「政策の複合的効果 女性の就労をめぐる体系性の欠如」『レヴァイアサン』28号、2001年、参照）。